税理士連絡協議会

令和５年 11 月９日（木）
午前 10 時 00 分～
あさひホール（ラピオ５階）

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）税を考える週間について【総務課】
X（旧 Twitter）の国税庁公式アカウント「@NTA_Japan」

（２）申告書等控えへの収受日付印の押なつ見直しについて【総務課】
別添資料参照

（３）令和５年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税第２期分について
振替日：令和５年 11 月 30 日（木）　【管理運営】

（４）プレプリント納付書の送付見直し後における納付書の送付について
別添資料参照　【管理運営】

令和５年９月27日
国　　税　　庁

申告書等の控えへの収受日付印の押なつ見直しについて

○ 実施時期の見直し

・「十分な周知期間が必要」とのご意見も踏まえ、現在から１年以上の周知期間を確保し、令和７年１月から実施します。

○ 丁寧な周知・広報

・ 納税者の方々に対しては、令和６年２月～３月の確定申告期も利用して、丁寧に周知・広報を行います。

・ 金融機関や関係行政機関に対して、改めて周知を行います。国税局や税務署からも、各金融機関等に対して丁寧に説明します。

○ 申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

・ 申告書等の提出事実・提出年月日は、e-Tax受信通知や申告書等情報取得サービスなどで確認できます。確認手段につきましては、「別紙１」をご参照ください。

・ マイナンバーカードを保有していない方やe-Taxを利用していない方も含め、税務署の窓口においては、申告書等の閲覧サービスにより、提出された申告書等の原本を閲覧できます。今後、収受日付印も含め写真撮影を可能とする予定です。

○ 延納・物納申請

・ 延納・物納申請書については、イメージデータでe-Tax送信することにより、提出事実・提出年月日を確認できます。ただし、印鑑証明書などの原本は、別途郵送等による提出が必要になります。

・ 書面提出の場合は、国税局から納税者にお送りしている「徴収の引受通知書」又は「担当者のお知らせ」に、「申請書の収受日」と「担当の税理士にお知らせください」旨の記載を追加する予定です。ただし、この通知書等の送付は、提出から概ね２週間かかりますのでご留意ください。

○ 事務フロー（書面の申告書等）

・ 今回の見直し後、税務署等においては、収受窓口や郵送分の事務フローが簡素化され、文書紛失リスクの低減が見込まれます。

・ 事務フローのイメージにつきましては、「別紙２」をご参照ください。

（参考１）申請書等への「以前に提出した申告書等の提出年月日」の記載欄については、なくすことも含め、検討中です。

（参考２）e-Taxマイページについては、今後、税理士の方への利用拡大や表示情報の拡充を予定しています。

（参考３）当分の間の対応として、申告書等を窓口で提出された方が、その提出日付等を確認できる方法を検討中です。

別紙１

申告書等の提出事実等の確認方法

○　申告書等の控えの収受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

<table>
<tr><th></th><th>確認方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">電子申告
（e-Tax）</td><td>【提出事実・提出年月日を確認可】
• e-Tax受信通知 税理士による確認可
（メッセージボックスの「受通知信」または「電子申請等証明書」により、申告書等の提出事実・提出年月日を確認（証明）することができます。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">書面申告</td><td>【提出事実・提出年月日を確認可】
• 申告書等情報取得サービス
（書面申告の場合も、e-Taxを利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。）
• 保有個人情報の開示請求 税理士等による代理請求可 ※代理人によるオンライン申請には対応しておりません。
（写しの交付まで１か月程度かかります。
※手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。
※法人の申告書等には利用できません。）
• 税務署での申告書等の閲覧サービス 税理士等による代理請求可
（写真撮影をする際には、収受日付印を含めて撮影いただけるようにする予定です。）
【提出事実を確認可】
• 納税証明書の交付請求 税理士等による代理請求可
（※手数料は、税目ごと１年分１枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。）</td></tr>
</table>

○ 事務フロー（書面の申告書等）

別紙２

現状

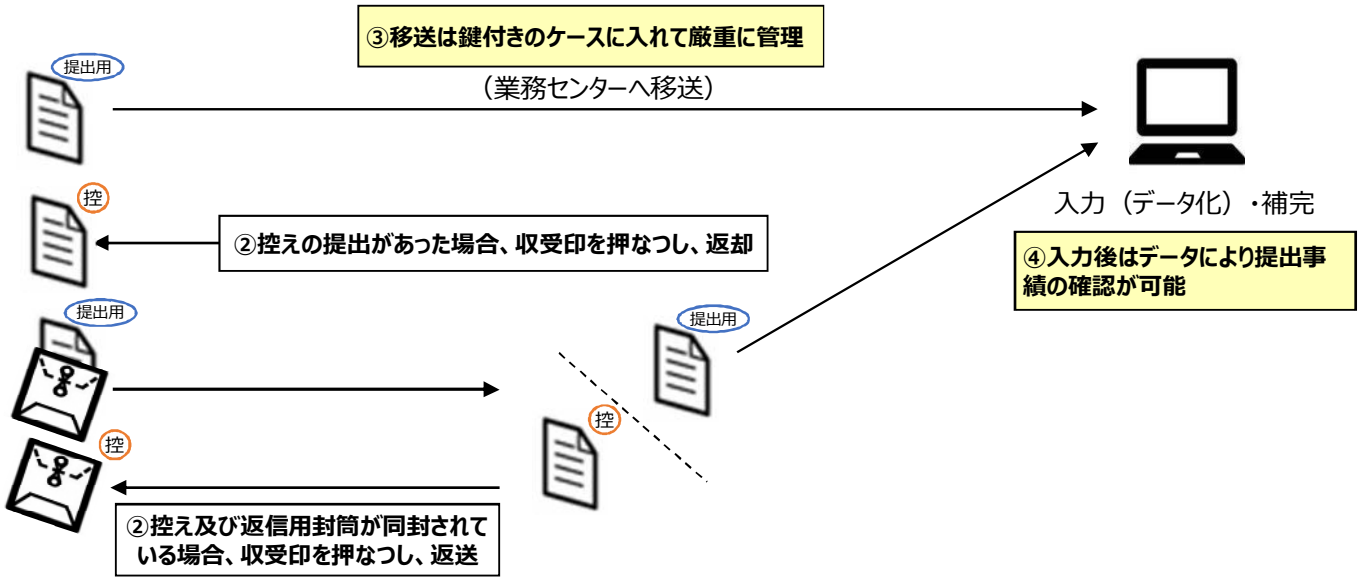
窓口

①総合窓口での提出時は、「提出票」を作成いただくことで、提出事実の確認が可能

※確定申告会場での所得税の確定申告書等の提出については、「提出票」を作成しない

郵送

①提出された封筒を保管しているため、提出事実の確認が可能



見直し後

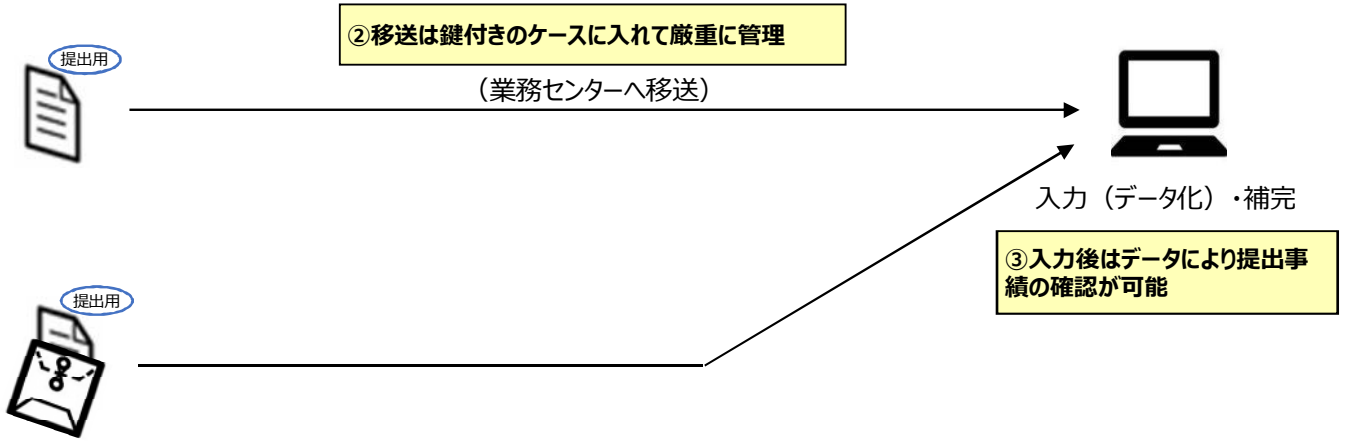
窓口

①総合窓口での提出時は、「提出票」を作成いただくことで、提出事実の確認が可能

※確定申告会場での所得税の確定申告書等の提出については、「提出票」を作成しない

郵送

①提出された封筒を保管しているため、提出事実の確認が可能



※　万が一、入力（データ化）の前に紛失等があった場合は、納付状況や他の証拠書類、税理士及び納税者からの聞き取りなどに基づき、提出の事実を確認

令和５年９月27日
国　　税　　庁

プレプリント納付書の送付見直し後における納付書の送付について

○　令和６年５月以降、プレプリント納付書の送付対象者の見直しの結果、プレプリント納付書が送付されなくなる方で、納付書が必要な方につきましては、税務署にお問い合わせいただくことで希望者全員に送付させていただきます。

○　お問い合わせに当たりましては、税理士又は納税者から、原則として、所轄の税務署あてにご連絡いただきますようお願いいたします。

（注）所轄の税務署以外の税務署においても送付は可能ですが、金額欄が印字された納付書が必要な方、コンビニエンスストアでの納付をご希望される方は、所轄の税務署にお問い合わせいただくようお願いいたします。

○　お問い合わせいただいた税務署においては、納付書が必要となる納税者の氏名や納付する税目・年分などをお伺いした上、必要な納付書を作成し、送付させていただきます。

プレプリント納付書送付見直し対象者一覧

①　法人納税者

《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する　×：プレプリント納付書を送付しない　×：令和６年５月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分			
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし		ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし	
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外
法人税	×	×	○	○	○	○	○	○
消費税	×	×	○	○	○	○	○	○

《見直し後》

	確定申告分						予定申告分・中間申告分							
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし				ダイレクト納付 届出あり				ダイレクト納付 届出なし			
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外（前年事績）			義務化 法人	左記以外（前年事績）			義務化 法人	左記以外（前年事績）		
				納付書を使用しない納付方法(※)	金融機関・税務署窓口での納付			納付書を使用しない納付方法(※)	金融機関・税務署窓口での納付			納付書を使用しない納付方法(※)	金融機関・税務署窓口での納付	
					電子申告	書面申告			電子申告	書面申告			電子申告	書面申告
法人税	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○
消費税	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○

※　納付書を使用しない方法：インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

プレプリント納付書送付見直し対象者一覧

②　個人納税者

《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する　×：プレプリント納付書を送付しない　×：令和６年５月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分	
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者			
	ダイレクト納付又は振替納税届出あり	ダイレクト納付又は振替納税届出なし	ダイレクト納付又は振替納税届出あり	ダイレクト納付又は振替納税届出なし	ダイレクト納付又は振替納税届出あり	ダイレクト納付又は振替納税届出なし
所得税	×	×	×	○	×（※１）	○
消費税	×	×	×	○	○	○

《見直し後》

	確定申告分					予定申告分・中間申告分			
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者						
	ダイレクト納付又は振替納税届出あり	ダイレクト納付又は振替納税届出なし	ダイレクト納付又は振替納税届出あり	ダイレクト納付又は振替納税届出なし		ダイレクト納付又は振替納税届出あり	ダイレクト納付又は振替納税届出なし		
				納付書を使用しない納付方法（※２）	金融機関・税務署窓口での納付		納付書を使用しない納付方法（※２）	金融機関・税務署窓口での納付	
								電子通知希望あり	電子通知希望なし
所得税	×	×	×	×	○	×（※１）	×	×	○
消費税	×	×	×	×	○	○	○	○（※３）	

※１　令和５年３月以降送付対象外

※２　納付書を使用しない方法：インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

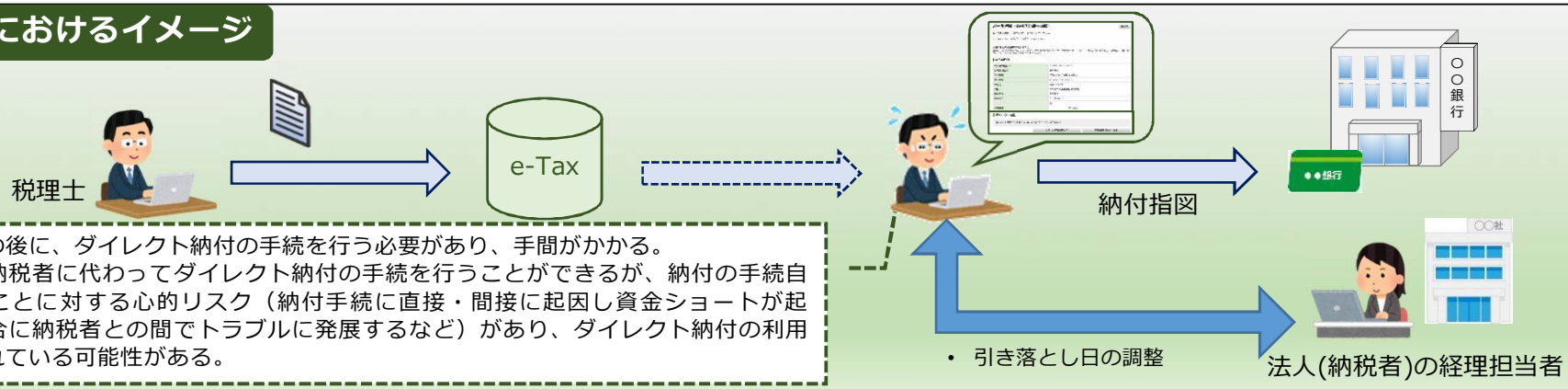
※３　消費税の中間申告分には電子通知希望の有無はない

ダイレクト納付の利便性向上（令和５年度税制改正）

現行制度

◆ ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）は、あらかじめ利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告等した後、簡単な操作で、**即時又は期日を指定して**預貯金口座からの口座引落しにより納付できる制度。

現行制度におけるイメージ



- 電子申告の後に、ダイレクト納付の手続を行う必要があり、手間がかかる。
- 税理士が納税者に代わってダイレクト納付の手続を行うことができるが、納付の手続自体を行うことに対する心的リスク（納付手続に直接・間接に起因し資金ショートが起こった場合に納税者との間でトラブルに発展するなど）があり、ダイレクト納付の利用が阻害されている可能性がある。

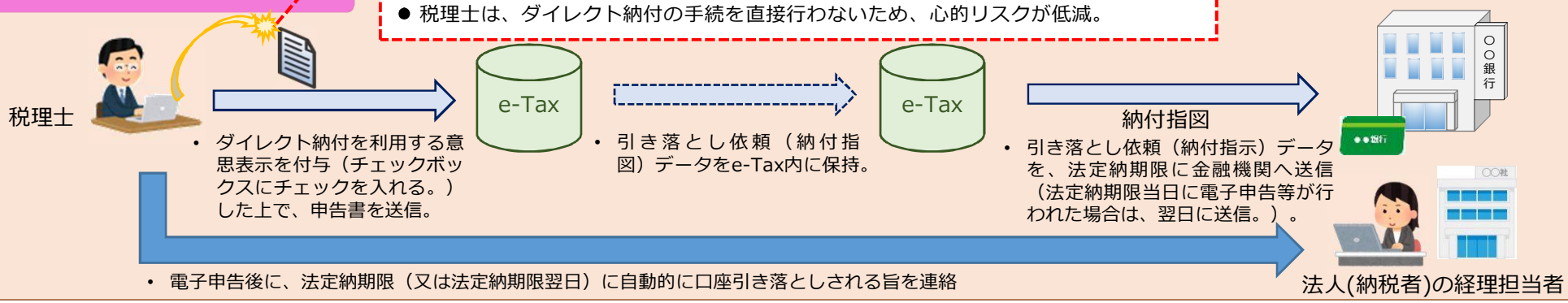
改正概要 【令和６年４月１日以降】

◆ 電子申告（期限内申告に限る。）と併せてダイレクト納付を行う意思表示を行うこと（税額が１億円以下(注)の場合に限る。）で、**各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落し**を実施する。当該手続が法定納期限に行われた場合は、その翌日に自動的に口座引き落としを行うこととするとともに、その納付については期限内の収納として取り扱う規定を設ける。

(注)経過措置が設けられる予定。

改正のイメージ

- 電子申告時にダイレクト納付の手続まで完了するため、利便性が大幅に向上。
- 税理士は、ダイレクト納付の手続を直接行わないため、心的リスクが低減。



- ダイレクト納付を利用する意思表示を付与（チェックボックスにチェックを入れる。）した上で、申告書を送信。
- 引き落とし依頼（納付指図）データをe-Tax内に保持。
- 引き落とし依頼（納付指示）データを、法定納期限に金融機関へ送信（法定納期限当日に電子申告等が行われた場合は、翌日に送信。）。
- 電子申告後に、法定納期限（又は法定納期限翌日）に自動的に口座引き落としされる旨を連絡